

広報

あしや

Garden City Ashiya

第4次芦屋市総合計画特集号

臨時号 平成28年(2016年) 3月15日発行

■発行/芦屋市役所
 ☎0797-31-2121/☎0797-38-2152
 〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号
 ①http://www.city.ashiya.lg.jp

■問い合わせ
 政策推進課
 ☎38-2127/☎31-4841

『第4次芦屋市総合計画 後期基本計画』を策定しました <平成28年度(2016年度)～平成32年度(2020年度)>

総合計画とは

「総合計画」とは、本市のまちづくりの指針となる計画です。
 その時々[※]の社会的背景の中で、本市の課題などを踏まえ、総合的なまちづくりの方向を明らかにし、市民の皆さんと行政などまち全体が一体となって進めるものです。



芦屋の将来像

自然とみどりの中で絆を育み、
 新しい暮らし文化を創造・発信するまち

策定の趣旨

第4次芦屋市総合計画の前期基本計画が平成27年度をもって終了することから、社会情勢や本市を取り巻く状況の変化、施策の進捗や新たな課題などを反映し、後期基本計画を策定しました。

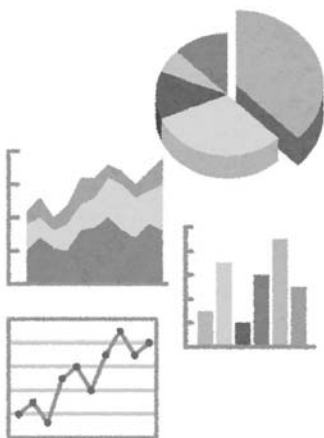
後期基本計画の特徴

後期基本計画を着実に推進するため、「進化管理」と「評価」の仕組みを充実しました。

■計画期間
 平成28年度から32年度までの5年間としています。

■責任所在の明確化
 施策目標の実現に向けて、「施策目標推進部」を明記し、重点施策を推進します。

■進捗状況の可視化
 重点施策、重点取組の効果を検証する目安として、「めざす値」を「指標」に設定し、行政評価(施策評価)を通じて、進捗状況を確認しながら、事務事業の改善に生かします。



※裏面上段、
 主な取り組みの記事に続きます。

計画の構成

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成(左表参照)されています。それぞれの役割については次の通りです。

基本構想

芦屋のまちづくりの最高理念であり、目標とするまちの将来の姿を描き、その実現に向けた施策を行うための基本的な考え方や方針を示すもの。

基本計画

基本構想を実現するために必要な施策とその方向性を総合的かつ体系的に示す基本的な計画で、具体的な事務事業の基礎とするもの。

実施計画

基本計画に定められた施策を効果的かつ効率的に実施するための具体的な事務事業を示すもの。

計画の構成	計画期間									
	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
基本構想	基本構想(10年間)									
	目標とする10年後の芦屋の姿(15の姿)									
	施策目標(35の施策目標)									
	まちづくりの基本方針(4つの方針)									
基本計画	前期基本計画(5年間)					後期基本計画(5年間)				
	後期5年の重点取組(233の重点取り組み)									
実施計画	事務事業(約400の事務事業)									
	実施計画(3年間)※毎年策定									

今回策定した部分